

女性活躍推進法 行動計画

令和5年5月1日改正(会長専決)

職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境整備の取り組み

1. 計画期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間

2. 計画目標

計画目標 職員の年次有給休暇の取得率を50%以上にする

取組内容 令和5年4月～ 職員の年次有給休暇の取得率の把握

令和6年4月～ 職員への周知

(年次有給休暇取得率50%に満たない職員)

令和7年4月～ 職員の年次有給休暇の取得管理を行い50%以上を達成する。また、継続して職員へ周知を行う